

解雇予告手当の 税務上の取扱い

長期景気低迷傾向において中小零細企業では業務悪化が続くなか、どうしても従業員をリストラする必要性が出てきています。

1 解雇の種類

解雇には大きく分けて次の三種類があります。「懲戒解雇」「普通解雇」「整理解雇」です。

「整理解雇」とは、経営不振などの経営上の理由により人員整理が必要な場合に行われる解雇をいいます。

2 労働基準法上の規定

「整理解雇」については、労働基準法20条の規定により厳しい制限が設けられています。すなわち使用者が労働者を解雇する場合には、少なくとも30日前にその予告をしなければならず、これをしないときには30日分以上の平均賃金、すなわち解雇予告手当の支払義務が使用者に生

じることとなります。通常、一般的にこの扱いがなされているようですが、税務上の解釈はどうなっているのでしょうか。

3. 所基通30-5

税務上は上記基本通達でその扱いが規定されています。すなわち労働基準法20条の規定により、使用者が予告なしに使用人を解雇する場合に支払う解雇予告手当は、退職手当等に該当すると規定されています。

この考え方は、この手当が、解雇すなわち退職を基因として一時に支払われるものであるので給与所得に該当せず、通常の給与処理や賞与処理とせず退職金を支払ったものとして扱われます。従って、退職金を支払った場合の一定の処理を残しておくことに留意します。

4 その他

リストラ費用や形態は、最近では採用内定者の内定取消し、有期契約や派遣契約の解除、早期退職、出向、転籍など様々ですので、各々に対応する税務上の取扱いに注意する必要があります。

ナマの税務相談室

Q 父の遺産のうち、父、私、姉三人の共有アパートの敷地、約700㎡について、一般の敷地並みに貸家建付地の評価をしてよろしいでしょうか。

A まず、二人共有のアパートとなったいきさつから伺いましょう。

Q 二人共有のアパートR荘は昭和60年父が自宅南側の空地に、R荘を私たち二人の共有名義で建築すると宣言して新築したものです。700㎡ほどの敷地に200㎡ほど三階の建物、資金は5,000万円程度と推測されますが父がすべて手当したと思います。何しろ古いことなので。

A R荘は地の利に恵まれ常に空室がなく借家人殆ど変動がないとか。相続人一郎、花子さんも建築後の租税公課は自弁したといわれますが、父の敷地に形式的には無償で二人共有のアパートを新築したに過ぎず、税務当局は敷地のうち二分の一父太郎持分のみを貸家建付

親子共有アパート 敷地の評価

地、姉弟二人の持分は父の自用地として判定するということです。

Q 先生、そう言われても登記上私たち姉弟

も建築主であり、資金についても何ら税務当局は照会も調査もなく、時効といえるのでは…?

A ご姉弟の贈与時効説は税務当局では首肯しません。贈与税は申告納税ですから、当時資金贈与申告があつてしかるべきだと存じます。仕方がありません。

Q 先生のご説明で、だんだん判ってきました。例えば、父が建物を貸家の状態で、私ども二人に贈与した場合は、借家人の敷地利用権も家屋と共に乗り移ると。市販のマンションが敷地利用権と共に建物を分譲される事例と相通ずると私は思います。

A そういう考え方もあるでしょう。含蓄のあるご意見と私も思います。

【参考】使用貸借通達、ぎょうせい刊解説

ナマの税務相談室